

司法書士

---

司法書士Vマジック講座  
模擬講義レジュメ

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 230972

SU23097



## レベルを体感「司法書士Vマジック講座」模擬講義

LEC 専任講師 森山和正

1	「Vマジック攻略講座」について
---	-----------------

(1) 講座の趣旨

①丁寧なインプット

⇒頭打ちを防ぐための突破口

R5 - 5 (午後)

ウ 支払督促の申立てが管轄権を有しない簡易裁判所の裁判所書記官に対してされた場合には、その裁判所書記官は、管轄違いを理由に移送することができる。

×

『ケータイ司法書士IV2023』P82

(2) 支払督促の申立ては、請求の価額に関係なく、債務者の普通裁判籍所在地の簡易裁判所の書記官に対して行う。

⇒管轄違いの場合、移送はなされず、却下される。

『森山和正の司法書士 V マジック民事系 3 法・供託法・司法書士法』

P290 より抜粋

支払督促の申立てが、①管轄違いの場合、②要件を満たさない場合、③請求の趣旨・原因から請求権のないことが明らかである場合、④公序良俗・強行法規違反であることが明らかである場合には、裁判所書記官は、申立てを却下する (385 条 1 項)。

管轄違いの申立てがなされた場合には、移送されるのではなく、却下となる点に注意すること。移送は決定の形式で行うが、裁判所書記官は、決定を出すことができないからである。  
裁判所書記官による却下の処分は、相当と認める方法で告知することにより、その効力を生じる（385条2項）

## ②幅広い出題に対応

### ③独学力の養成

⇒講義を聴いているだけでは合格できない。

⇒独学の時間（暗記・演習）をいかにとるか

⇒やるべきことの明確化（復習問題集）・復習しやすい教材

⇒復習サポート講義

### ④ペースメーカーとしての役割

⇒適切なカリキュラム

⇒1時間 unit 制

### ⑤記述式問題の総合対策

⇒知識→ひな形→解法→演習

## (2) 講座の利用法

### ★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジック』を読み直す

### ★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジックを読み直す』

2	復習問題集
---	-------

<p>1 吸収分割をする場合、吸収分割承継会社においては常に債権者保護手続をとる必要があるが、吸収分割会社においては債権者保護手続をとる必要がない場合がある。 〔18-29-オ (21-33-ア)〕</p>	<p>○ 吸収分割をする場合、吸収分割承継株式会社の債権者については、債権者保護手続を要する(799 I ②・II)。これに対して、吸収分割会社においては、吸収分割承継会社に承継する債務につき、吸収分割株式会社の債権者が吸収分割株式会社に対し債務の履行を請求することができる場合(併存的債務引受又は連帯保証をする場合)は、債権者保護手続は不要である(789 I ②・II)。</p>
<p>2 吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割後の吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができないときであっても、吸収分割株式会社に対し、吸収分割について異議を述べることはできない。〔26-34-エ〕</p>	<p>× 吸収分割をする場合、吸収分割株式会社は、吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者に対し、債権者の異議手続をとらなければならない(789 I ②)。</p>

<p>3 C株式会社が新設分割をしてD株式会社を設立する場合において、新設分割によりD株式会社へ承継させる資産の帳簿価額の合計額がC株式会社の総資産額の5分の1を超えないときは、当該新設分割後にC株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人としてD株式会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができないC株式会社の債権者は、C株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることはできない。〔25-33-オ〕</p>	<p>× 新設分割をする場合において、新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、新設分割株式会社に対し、新設分割について異議を述べることはできない（810 I ②）、この場合には、新設分割会社は債権者異議手続をとらなければならない（810 II・III）。この点、新設分割をする場合において、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が、新設分割会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあつては、その割合）を超えないときは、新設分割株式会社において株主総会特別決議を経ることを要しないが（簡易分割，805，会社施規207），簡易分割を行う場合であっても当該債権者異議手続を省略することはできない。なぜなら、新設分割により新設分割設立株式会社に対して債権が承継されることとなる結果、新設分割株式会社に対</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>しては債務の履行を請求することができなくなる新設分割株式会社の債権者は、引当てとなる財産が新設分割設立株式会社の財産のみに変動するからである。</p>
<p>4 吸収分割をする場合において、吸収分割後吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができる吸収分割会社の債権者は、吸収分割会社に対し、吸収分割について異議を述べることができる。[R4-34-3]</p>	<p>× 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者が異議を述べることができる(会 789 I ②)。</p>
<p>5 株式移転完全子会社は、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合における当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることを除き、債権者の異議手続を行う必要はない。[21-34-エ (15-35-イ)]</p>	<p>○ 株式移転を行う場合、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であり、当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることは、株式移転完全子会社は債権者の異議手続を行わなければならない(810 I ③)。</p>
<p>6 A株式会社がB株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換について、当該株式交換の際に、A株式会社の債権者の地位に変動が生ずることはないので、会社法上、A株式会社の債権者が異議を述べる手続は定められていない。[27-34-エ]</p>	<p>× 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債の社債権者は、株式交換完全子会社に対し、株式交換について異議を述べることができる(789 I ③)。</p>



<p>7 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者も、株式交換完全親会社の債権者も、当該株式交換について異議を述べるができない。〔19-35-エ〕</p>	<p>× 株式交換をする場合、当事会社の債権者は、株式交換について異議を述べるができないのが原則である。しかし、株式交換完全親株式会社においては、株式交換の対価として株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が、株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、会社財産が減少するおそれがあるため、株式交換完全親株式会社の債権者は、株式交換について異議を述べることができる（799 I ③、会社施規198）。したがって、株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べるができないが、株式交換完全親会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べることができるため、本肢は誤りである。なお、株式交換完全子会社においては、株式交換契約新株予約権（768 I ④イ）が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債についての社債権者</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>は、株式交換について異議を述べることができる（789 I ③）。</p>
<p>8 公告方法として官報に掲載する方法を定款で定めている吸収合併消滅株式会社は、吸収合併について異議を述べることができる債権者がいる場合において、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にそれぞれ合併に関する公告を行ったときは、知れている債権者に対して各別に催告することを要しない。〔R5-34-イ〕</p>	<p>× 吸収合併をする場合において、消滅株式会社の債権者の全部または一部が異議を述べることができる場合には、消滅株式会社は、一定の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（吸収合併について異議を述べることができるものに限る。）には、各別にこれを催告しなければならない（会社 789 II・I）。ただし、消滅株式会社が当該公告を、官報のほか、定款所定の公告方法に従い、日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告によりするとき、当該各別の催告は、することを要しない（会社 789 III・II 本文・939 I ②③）。よって、本肢の消滅株式会社は公告方法として官報に掲載する方法を定款に定めているため、当該各別の催告をしなければならない。したがって、知れている債権者に対して各別に催告することを要しないとすると、本肢は誤っている。</p>

3	『森山和正の司法書士 V マジック』における本試験の知識の説明の有無
---	------------------------------------

○ 説明されている

△ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までたどり着けると推測できるもの（ただし、統計上は厳密に×と同じように数えた）

× 説明されていないもの

※ 学習の便宜のため、会社法・不動産登記法・商業登記法は、近日発売予定の第2版のページ数を掲載した。

<午前の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	○40	○162	○162	○54	○166	○
2	×	○225	△80	○137	○239	○
3	○249	○248	○246	×	×	○
4	○I 44	○II 451	○I 48	○I 48	○I 51	○
5	○I 96	○I 98	○I 107	○I 97	○I 88	○
6	○I 130	○I 129	○I 132	○I 131	○I 133	○
7	○I 241	○I 225	○II 63	○I 230	○I 249	○
8	○I 324	×	○I 324	○I 327	○I 325	○
9	○I 331	○I 334	○I 336	○I 335	○I 334	○
10	△I 340	○I 353	○I 344	○I 348	○I 345	○
11	○I 418	○I 429	○I 451	○I 453	○I 469	○
12	○I 418	○I 419	○I 421	○I 405	○I 414	○
13	○I 435	○I 433	○I 436	○I 436	○I 432	○
14	○I 454	○I 444	○I 458	○I 453	○I 452	○
15	○I 559	○I 564	○I 567	○I 585	○I 587	○

16	○Ⅱ35	×	△Ⅱ35	○Ⅱ35	○Ⅱ36	○
17	×	○Ⅱ124	△Ⅱ113	×	○Ⅱ119	○
18	○Ⅱ328	○Ⅱ330	△Ⅱ331	○Ⅱ330	○Ⅱ328	○
19	○Ⅱ334	○Ⅱ338	×	○Ⅱ339	○Ⅱ340	○
20	×	○Ⅱ451	○Ⅱ466	○Ⅱ458	○Ⅱ462	○
21	○Ⅱ493	×	×	○Ⅱ494	○Ⅱ494	○
22	×	×	×	×	×	×
23	○Ⅱ628	○Ⅱ611	○Ⅱ617	○Ⅱ605	○Ⅱ607	○
24	○417	○419	○419	○418	×	○
25	○375	○374	○376	○378	○379	○
26	△580	○491	○492	○433	×	○
27	○20	○329	○349	○343	○352	○
28	○30	×	○161	○334	○30	○
29	○52	○163	△143	○54	○66	○
30	○146	○151	○151	○152	○37	○
31	○160	○160	○212	○212	○223	○
32	×	×	○395	×	○396	×
33	×	×	○293	○293	○298	○
34	○435	○312、495	△447	○434	△546	○
35	○571	×	○571	○571	○574	○
	○141肢	△9肢	×25肢			33問/35問

<午後の部>

問題	ア	イ	ウ	エ	オ	解答の可否
1	○30	○31	○31	×	○35	○
2	○236	○236	×	○237	○240	○
3	○219	○219	×	×	○219	×

4	○158	○165	○166	○161	○161	○
5	○288	○287	○290	○292	○292	○
6	○405	○417	×	○416	○416	○
7	○306	○333	○332	○331	○331	○
8	○610	○610	×	○612	○609	○
9	○539	○537	○548	○551	○538	○
10	○472	○505	○551	○472	×	○
11	○534	○533	○533	○533	×	○
12	○Ⅱ147	×	○Ⅱ158	○Ⅱ440	○Ⅱ309	○
13	○Ⅱ446	△Ⅱ467	○Ⅱ446	○Ⅱ494	○Ⅱ499	○
14	○Ⅰ255	○Ⅰ325	×	○Ⅰ156	○Ⅰ400	○
15	○303	○Ⅱ459	○Ⅱ49	○Ⅱ407	×	○
16	○Ⅱ394	○394	×	△Ⅱ400	○Ⅱ395	○
17	×	○Ⅰ138	○Ⅰ227	○Ⅱ408	○Ⅰ219	○
18	○Ⅰ109	△Ⅰ240	○Ⅰ115	○Ⅰ162	○Ⅰ79	○
19	○Ⅰ95	○Ⅰ91	○Ⅰ93	○Ⅰ94	○Ⅰ98	○
20	○Ⅰ314	○Ⅰ315	△Ⅰ319	○Ⅰ315	○Ⅰ313	○
21	○Ⅱ323	×	○Ⅱ322	○Ⅱ321	○Ⅱ322	○
22	○Ⅱ159	○Ⅱ349	○Ⅱ171	×	○162	○
23	○Ⅰ343	○Ⅰ347	○Ⅰ352	○訴332	×	○
24	△Ⅱ8	○Ⅱ82	○Ⅱ75	○Ⅱ137	○Ⅱ11	○
25	○Ⅰ22	×	○Ⅱ466	×	○Ⅱ465	○
26	○Ⅱ489	△Ⅱ489	○Ⅱ489	○Ⅱ489	○Ⅱ488	○
27	○Ⅱ491	○Ⅱ181	×	○Ⅱ42	○Ⅰ264	○
28	○628	×	○626	△617	×	△
29	○413	○415	○会344	○414	×	○
30	○166	○145	○153	×	○163	○
31	△会210	○269	○228	△89等	×	×
32	○214	○208	○219	○208	○214	○

33	○会 523	○会 522	○590	○会 529	○会 529	○
34	○529	○529	×	○529	×	○
35	○234、502	○280、502	○397	○会 159、 502	○242、502	○
	○140 肢 △9 肢 ×26 肢					32 問／35 問



れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU23097